

平成30年度 補助金・助成金のお知らせ

定住奨励金制度

〔平成30年度で終了します〕

三種町定住奨励金制度は今年度で終了となります。

申請受付は平成30年度末までとなりますのでご了承ください。

補助金額

- 単身者……………10万円
 - 家族（2名以上）……………20万円
- 満18歳以下の世帯員がいる場合は当該世帯員1人につき5万円加算。世帯上限額50万円

対象者

- 平成30年3月31までに三種町に転入した、次の条件を満たす方
 - ・ 町外に5年以上居住（住民登録）し、新たに三種町に転入届（住民登録）してから1年以上居住している方
- ※転勤等による転入、福祉施設への入所を目的とした転入、大学進学のため転出した者の再転入、税金滞納者等は対象になりません。

申請方法

- 申請場所 企画政策課

必要書類

申請書、個別調書、住民票謄本、

戸籍の附票（三種町に転入する以前5年間の居住地を証明するもの）

申請期限

平成31年4月7日まで

申請・問い合わせ先

企画政策課 企画係

☎ 85-4817

若者活動支援事業が始まります

将来を担う若者によるまちづくり推進事業を支援します。

補助金額 上限50万円

補助対象経費の10分の9以内、50万円を限度として補助します。対象経費等の詳細については、企画政策課までお問い合わせください。

対象者

次の要件をすべて満たす団体

- ① 代表者が若者（40歳以下）
- ② 町民及び町内に勤務する者が5人以上
- ③ 構成員のうち若者が3分の2以上

申請方法

平成30年4月13日まで申請してください。申請用紙は、

町ホームページからダウンロードするか、企画政策課までお越しください。

申請・問い合わせ先

企画政策課 企画係

☎ 85-4817

あきた結婚支援センター 入会登録料助成

町民の方が、あきた結婚支援センターに入会する際の登録料1万円を全額助成します。有効期間は登録日から3年間です。（役場での手続きは一切ありません。）

入会手続き

- ① 登録を希望される方本人が「あきた結婚支援センター」へ入会を申し込み、必要書類を提出
 - ② 町が同意書に基づいて、登録者の住所、氏名等を確認し、町から「あきた結婚支援センター」へ入会登録料を支払う
- 以上で入会手続きは完了です。出合いや結婚を希望する自身の皆様を応援しています。お気軽にご相談ください。

あきた結婚支援センター

☎ 0800-800-0413
（相談専用ダイヤル）

▼北センター

・ 大館市字中町5

☎ 0186-57-8611

▼中央センター

・ 秋田市中通6-7-36

☎ 018-874-9471

※完全予約制です。各センターへ事前にご連絡ください。

あきた結婚支援センター！ 出張センター開設

利用者の利便性向上を図るため、三種町でも実施します。

● とき 5月6日11時～16時

● ところ 八竜改善センター
2階視聴覚室

● 内容

- ① 会員登録（入会）
- ② お相手検索
（個別マッチング事業）
- ③ 結婚に関する相談

● 利用方法

利用を希望する本人が、2日前までに電話で予約してください。
（※完全予約制）

◆ 予約、問い合わせ先

あきた結婚支援センター
中央センター

☎ 018-874-9471